

子の養育費の国際的回収における 実効性の確保

——2007年扶養回収条約からの制度改革へのいざない——

田 中 美 穂

第一章 序 論

親の未成熟子（以下、子）に対する扶養義務は、日本法上、親と同程度の生活を保障する生活保持義務⁽¹⁾とされ、親子関係の本質から当然に生じる義務⁽²⁾である。私的扶養における扶養義務の範囲は国により異なるが、親の子に対する扶養義務自体は普遍的に承認されているといつてよい。1989年に国連総会で採択され、1994年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」（以下、児童の権利条約）27条2項では、親が自己の能力及び資力の範囲内で子の発達に必要な生活条件を確保することについて第一義的な責任を有することが明定されており、さらに同条4項では、締約国は、親からの子の養育費の国内的・国際的回収を確保するためにあらゆる適切な措置をとるとされ、特に親が子と異なる国に居住している場合には、締約国は国際協定への加入又は国際協定の締結等を促進する旨が定められている。このように、児童の権利条約においても、養育費の回収は児童の権利保障のために欠くべからざるものとして認められ、特に養育費の国際的回収にあたっては、その実効性を確保するために国家間での連携を深めるべきことが求められている。

子の養育費の回収について、先進諸国は、行政機関による養育費確保制度などの導入によって回収の効率化・迅速化を図り⁽³⁾、着実に成果を上げてきているが、それらの国々の積極的な取り組みに比べ、わが国における子の養育費回収に関する制度は未だ十分な実効性がなく、子の養育費の国際的回収どころか、国内的回収すら満足には程遠い状況にある。わが国では、行政機関を通じた養育費の確保は実施されておらず、子の養育費の確保は、第一次的には扶養義務者の任意の支払いにより、任意の支払いがなされない場合には司法手続を利用するほかない。司法手続を利用するにしても、養育費の取立のための簡易手続制度は存在しないため、子の養育費の請求が認められるまでには相当の時間を要する。又、家庭裁判所の調停、審判、離婚判決などにより養育費が確定しても、養育費が不払いとなった場合には、家庭裁判所の履行勧告⁽⁴⁾・履行命令⁽⁵⁾ 制度を利用することが可能だが、それらに強制力はない。従って、履行勧告・履行命令が功を奏しない場合には、結局、民事執行法に基づく強制執行によることとなる。現状では、強制執行を行うにあたって差押財産を容易には把握できず、直接強制執行の方法をとることが事実上困難となるケースも少なくない⁽⁶⁾。何より、わが国の制度では、行政機関は子の養育費の確保に主体的に関与せず、子の養育費の支払いを求める当事者が自ら一連の司法手続を通じて養育費を回収しなければならないため、当事者にかかる負担が大きく、時間的・金銭的余裕のない多くの当事者が養育費の回収を断念せざるをえない仕組みとなっている⁽⁷⁾。わが国において、離婚母子世帯で養育費を受給している割合が近年ほぼ20%という水準で低迷している⁽⁸⁾ といった事態は、このような養育費確保をめぐる法的支援体制の脆弱さに起因していよう。但し、わが国でも、子供の貧困問題などを契機に子の養育費をめぐる社会的状況への関心が高まりつつあり、養育費回収に関する法的環境は、既存の司法手続の枠内での改正に留まるものの、漸次改善される方向に向かっている

る⁹⁾。

他方、養育費の国際的回収については、日本においては、扶養関係事件の国際裁判管轄が肯定される場合に、養育費の支払いを求めて子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判を申し立てる等の司法手続によるか、あるいは外国でなされた扶養に関する裁判の承認・執行を通じてなされるのみであり、子の養育費の国際的回収をできるだけ容易化・迅速化するような特別の制度的枠組みは用意されていない。実際、国境を越えた子の養育費の回収が問題となったわが国の裁判例の数は極めて限られている¹⁰⁾。

以上のように、わが国は、子の養育費の国内的回収・国際的回収について共に法的整備が十分に進んでいない状況にあるが、これに対し、多くの先進諸国は、国内での回収の仕組みを整備する段階を経て、さらに、近年増加傾向にある国際的な回収の体制をより充実させる段階に移行している¹¹⁾。つまり、各国が子の養育費の回収制度の改革に取り組むことで養育費の国内での回収率が増加するなかで、回収率を下げる要因となっている子の養育費の国際的回収の問題に取り組むことが、次なる課題となっている¹²⁾。国際扶養法の分野においては、多国間条約として、国連では「扶養料の外国における回収に関する条約（1956年）」（以下、1956年ニューヨーク条約）¹³⁾、又、ハーグ国際私法会議では「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約（1956年）」（以下、1956年扶養準拠法条約）、「子に対する扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約（1958年）」（以下、1958年扶養承認執行条約）、「扶養義務の準拠法に関する条約（1973年）」（以下、1973年扶養準拠法条約）、「扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約（1973年）」（以下、1973年扶養承認執行条約）といった扶養関連の条約が次々と作成されており¹⁴⁾、加えて、二国間協定として、相互保証宣言を通じた養育費の国際的回収に関する国家間協力が一部の国においてなされてきた¹⁵⁾等、様々な実績がある。しかし、これらの既存の国際条約は、

後述のように様々な問題点を抱えていたことで十分な成果が挙げられておらず、子の養育費その他の扶養料の国際的回収の実効性を確保するために、新たな国際的枠組みが必要とされていた。

以上のような状況を踏まえて、2007年にハーグ国際私法会議で採択されたのが、「子及びその他の親族の扶養料の国際的回収に関する条約」(以下、2007年扶養回収条約)⁶⁶である。本条約は、単に扶養に関する外国裁判の承認・執行制度を定めるといった伝統的な国際私法・国際民事手続法のアプローチの枠を超え、ハーグ国際私法会議が作成する条約で近年よく用いられている中央当局を通じた国家間協力体制を構築した上で、子の養育費を迅速かつ効率的に廉価で回収できる強力な体制を作り上げるために、画期的な法的仕組みを各所に配している。本条約の革新的な手法は子の養育費確保に積極的に取り組む国々に高く評価され、本条約は、2013年1月1日に発効してから、2017年10月現在で、締約国・地域は、米国、EU構成国、ノルウェー、トルコ、ウクライナ、ブラジル等、38ヵ国を数え、その他、カナダもすでに本条約への署名を済ませている⁶⁷。

本稿では、子の養育費の国際的回収における実効性の確保という観点から、2007年扶養回収条約の構造とその内容を詳細に分析し、その主要な制度的特徴につき考察する。そのような検討を通じて、子の養育費の国際的回収を実効性あらしめるために必要とされる制度上の要点を把握し、今後、わが国が子の養育費の国際的回収に関する国家間協力体制に参加し国内外で実効的に子の養育費を確保するための制度を構築する上で目指すべき方向性を読み取りたい。

第二章 作成経緯からみた2007年扶養回収条約の目的と全体的構造

(一) 本条約の採択に至る経緯

ハーグ国際私法会議では、1995年の特別委員会において、前述した、ハーグ国際私法会議で採択された扶養関連の4つの条約（1956年扶養準拠法条約、1958年扶養承認執行条約、1973年扶養準拠法条約、1973年扶養承認執行条約）及び国連で採択された1956年ニューヨーク条約の実施状況についての検証がなされ、これらの条約、特に1956年ニューヨーク条約の下で締約国に課される義務が必ずしも遵守されていないこと、条約の解釈や実務に国ごとの相違が生じていること等、多くの問題が俎上に上った⁸⁹⁾。

しかし、当初、特別委員会では、これらの条約は問題を抱えているものの、大規模な条約改正までを検討する必要はなく、これらの条約の下での実務を改善すべきことが強調されていた。すでに、これらの条約以外にも「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約（1968年）」をはじめとする多くの地域間協定や二国間協定において扶養に関するルールが存在していることもあり、さらに新たな国際条約を作成することを忌避する空気があったとされる。しかし、改めて1999年の特別委員会において、1995年の特別委員会において指摘された問題の多くが解決されないままとなっていることが憂慮され⁹⁰⁾、最終的にハーグ国際私法会議において新たな国際条約の作成に着手すべきとの勧告がなされるに至った。そして、この勧告を受け、扶養に関する新たな条約を準備することが2002年の第19外交会期において正式に決定された⁹¹⁾。

1999年の特別委員会による勧告において示された新たな条約像は、①扶養料の回収に関する法制度及び情報技術の進展に配慮し、②扶養に関する問題全般を包括しうる性質を有し、③広く批准されるために必要な柔軟性

と最大限の実効性を兼ね備え、④国家間の行政協力に関する規定が本質的な要素として含まれた条約であるべきであるというものであった²¹⁾。以上の勧告をもとに、2003年5月から2007年5月までの5回にわたる特別委員会での検討を通じて「子及びその他の親族の扶養料の国際的回収に関する条約草案」及び「扶養義務の準拠法に関する議定書草案」が起草され、2007年11月の第21外交会期における審議を経て、2007年扶養回収条約及び「扶養義務の準拠法に関する議定書」（以下、2007年扶養準拠法議定書）が採択された。

なお、後述のように、2007年扶養回収条約が主たる適用対象に据えているのは、親の子に対する扶養義務である。近年、ハーグ国際私法会議では、子の保護に関する一連の条約、すなわち、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（1980年）」（以下、1980年子の奪取条約）、「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約（1993年）」、「親責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行、及び協力に関する条約（1996年）」といった条約の作成に取り組んできているが、2007年扶養回収条約の作成もその流れに沿うものである²²⁾。

（二）扶養義務の準拠法決定ルールをめぐる議論—2007年扶養準拠法議定書

以上のような経緯により、2007年扶養回収条約及び2007年扶養準拠法議定書が採択されるに至った。1999年の特別委員会の勧告では、扶養についての包括的な内容を有する条約の作成を目指すとされていたが、結局、扶養義務の準拠法決定ルールについては、基本的には条約本体とは別に、議定書として定められることとなった²³⁾。このように、扶養義務の準拠法を決定するルールが条約本体と分けられた理由は、相当な数の国々、特に英米法系諸国が、新たな条約中に強行的な準拠法決定ルールが規定されることを望んでいなかったことによる。つまり、英米法系諸国は、扶養義務に

については手続の迅速性・廉価性を重視して法廷地法の適用を志向しており、内外法の適用を前提とする準拠法決定ルールが新たな条約に盛り込まれることで、子の養育費回収のために簡素化された手続の発展が阻害されるのではないかとの懸念を有していた²⁴⁾。他方で、扶養義務の準拠法として外国法が適用されうることを前提とする国々にとっては、準拠法決定ルールは、法廷地漁りを防止し、扶養権利者を優遇するという具体的正義を実現する手段として重要であると考えられていた²⁵⁾。

このような見解の対立の妥協点として、扶養義務の準拠法決定ルールについては、条約本体には含めずに議定書として別に規定をおき、選択的な制度として位置付けることとなった。そのようにして採択された2007年扶養準拠法議定書は、2007年扶養回収条約の加盟国でなくとも批准可能であり²⁶⁾、自立性の高いものとされている。

(三) 本条約の目的と全体的構造

2007年扶養回収条約は、子の養育費を主体とした、親族関係から生じる扶養料の国境を越えて行われる回収を容易化・迅速化・効率化し、回収の実効性を確保することを目的としている。そのために、2007年扶養回収条約では、本条約の各種の手続の迅速性・効率性の向上といった手続の機能面の充実を図ると共に、それらの機能が活用される前提となる、申立人が手続を利用する上での支援を強化し、さらに条約の確実な実施をもたらす様々な措置を組み合わせ、それらを併せて用いることで上記の目的を達成する精緻な仕組みが形作られている。

ここで、2007年扶養回収条約の全体的構造を概括しておくとして、まず、本条約は、中央当局が果たすべき任務を細目にわたって明確化しつつ、各任務の具体的実施方法は各締約国に委ね、さらに中央当局を介した処理の手続・期限・書式等の詳細まで定めを置くことで、本条約上の申立てを迅速

に処理するための効率的な国際的行政協力体制を作り上げている⁷⁷⁾。さらに、本条約は、扶養料の国際的回収の制度的中心となる、扶養に関する決定の承認・執行について簡素化・迅速化された手続を規定した上で、中央当局に対し、扶養に関する決定の承認・執行の申立ての援助を義務付けるとともに、それに加えて、扶養義務に関する既存の決定が承認・執行されない又は存在しないために決定の確立を求める場合、あるいは扶養に関する既存の決定の変更を求める場合といった承認・執行という枠組みのみでは対処できないケースについても、中央当局に扶養に関する決定・変更を確立するための申立ての援助を義務付けて⁷⁸⁾、中央当局による援助の枠を広げている。又、本条約に基づく申立てについては、受託国に対し、申立人の手続の実効的な利用を可能とすべきことが条約上要請され⁷⁹⁾、この要請は、扶養権利者による子の養育費に関する申立てについては原則として無償の法律扶助⁸⁰⁾の提供が受託国に義務付けられる旨を重ねて規定すること等により⁸¹⁾、受託国が採るべき措置の具体化が図られ、申立人による手続の実効的な利用を可能とするよう求める本条約の規律をより実効性あるしめている。加えて、国内の執行制度が仮に実効性に欠けるものであれば、結局、子の養育費の迅速かつ効率的な国際的回収は頓挫することになるとの認識の下、執行の方法については国内法に委ねながらも、迅速な執行のために効果的な手続を締約国に求め⁸²⁾、さらに、締約国による本条約の実施をより確実にするために、締約国に自国の法・手続についての情報提供を義務付け⁸³⁾、さらに本条約の実施状況の調査を定める⁸⁴⁾など各種の対策を講じている。

四 本条約の適用範囲

2007年扶養回収条約の正式名称からは、本条約が子の養育費の回収とその他の親族の扶養料の回収を同等に取り扱っているような印象を受けるが、

実際に、本条約の主たる適用対象とされているのは、21歳未満の者³⁹⁾に対する親子関係から生じる扶養義務である⁴⁰⁾。21歳未満の者に対する親子関係から生じる扶養義務が本条約の適用範囲に入ることに関しては、普遍的に認められている義務として問題なく意見の一致をみたが⁴¹⁾、配偶者間の扶養義務については見解が分かれ、議論の末、限定的な形でのみ本条約の適用範囲に入ることとなった⁴²⁾。すなわち、21歳未満の者に対する親子関係から生じる扶養義務についての請求と併せて、配偶者間の扶養に関する決定の承認・執行又はその決定の執行が申し立てられている場合には、補足的に、配偶者間の扶養に関する決定の承認・執行又はその決定の執行も本条約の適用対象となるが⁴³⁾、配偶者間の扶養のみに関する申し立てについては、本条約の適用対象とはなるものの、本条約第二章及び第三章の適用は除外されており⁴⁴⁾、従って、中央当局による援助等は受けられない。このことから、本条約上の扶養料回収のための強力な支援は主として子の利益保護のためのものであることがわかる。

特別委員会における当初の議論では、親族関係一般から生じる扶養義務を対象とした広い適用範囲を支持する見解が優勢であったが、子の養育費についてはそれ以外の親族関係から生じる扶養料とは区別して特別的回収手続を設けている国があり、それらの国から、新たな条約は特に重要性の高い子の養育費の回収に特化すべきと主張され、上記のような形の妥協がなされることとなった⁴⁵⁾。上記以外の親族関係から生じる扶養義務については、締約国は、本条約の全部又は一部の適用を拡張する旨を宣言することが可能とされているのみである⁴⁶⁾。従って、このような宣言をなした締約国の間で拡張される適用範囲が重なる限りにおいて、本条約が適用されることになる。つまり、このような宣言をしていない締約国、及び適用範囲を拡張する旨を宣言しているがその範囲が重ならない締約国には、何ら影響が及ばない。このように、21歳未満の者に対する親子関係から生じる

扶養義務及び配偶者間の扶養義務以外の親族関係から生じる扶養義務について本条約が適用される場面は、事実上かなり限定されている。

なお、本条約の適用範囲に関連して、公的機関が本条約上の「扶養権利者」に含まれる一定の場合があることに留意する必要がある。すなわち、本条約では、養育費の立替払制度を有する国があることを顧慮し、36条1項において、扶養料が支払われるべき個人に代わって行為する公的機関又は扶養料に代えて提供された給付の償還を受けるべき公的機関は、10条1項a号及びb号による扶養に関する決定の承認・執行の申立て並びに20条4項が適用される事案については、本条約上の「扶養権利者」に含まれると規定されている。この場合、公的機関は、本条約上の「扶養権利者」の資格において、無償の法律扶助を利用して扶養に関する決定の承認・執行の申立てをなすこと等が可能となる⁴³⁾。

第三章 2007年扶養回収条約の重要な特徴に関する考察

以下では、2007年扶養回収条約の重要な特徴である、(一)行政協力体制、(二)手続の実効的利用の確保、(三)扶養関係事件の国際裁判管轄をめぐる問題への対処、(四)扶養に関する決定の承認・執行、(五)本条約の確実な実施・統一的解釈を支える各種の措置、といった点に着目し、検討を行う。

(一) 行政協力体制

(1) 本条約の行政協力体制の概要

国境を越えて子の養育費及びその他の親族の扶養料を迅速かつ効率的に回収するためには、国家間の連携により緊密かつ効率的な行政協力体制を構築することが不可欠であり、それはいわば本条約の土台部分に相当する。各締約国は、幅広い行政的機能を担う中央当局を指定し、中央当局は、本

条約上締約国に課せられる様々な義務が実施される上での要となる⁴⁴。中央当局に果たすことが求められる一般的任務は、中央当局間の連携を深め、本条約が適用される上で生じる障害を解決すること⁴⁵であり、具体的には、本条約第三章に基づく申立てに関して、申立ての転達及び受領、申立てに関する手続が開始されるにあたって便宜を図ることを始めとして⁴⁶、必要な場合における法律扶助の提供⁴⁷、扶養当事者の所在の発見の援助⁴⁸、扶養当事者の収入その他財産の状況に関する情報の収集の援助⁴⁹、扶養料の任意の支払いを実現するための友好的解決の促進⁵⁰、未払金を含む扶養に関する決定の継続的執行についての便宜供与⁵¹、扶養料の回収及び迅速な送金についての便宜供与⁵²、書証又はその他の証拠の収集についての便宜供与⁵³、必要な場合における親子関係の成立についての援助⁵⁴、係属中の扶養に関する申立ての結果を保全するために必要な、領域内でのみ効力を有する暫定的措置を得るための手続の開始についての便宜供与⁵⁵、文書の送達についての便宜供与⁵⁶、と多岐にわたる。なお、このような中央当局が実施する援助は、申立人に対して基本的に無償で提供される⁵⁷。又、中央当局による事件の転達、受理及び処理については、処理の期限等を付してその手続につき詳細に定められ、さらに申立ての転達、受領などには本条約の付属書に定める書式が用いられることで、中央当局間の行政協力体制における申立ての迅速かつ効率的な処理が条約上担保されている⁵⁸。

(2) 中央当局が果たすべき任務の明確化とその実施方法の柔軟化

以上のように、6条においては、中央当局の果たすべき任務が細目にわたって明確化されているが、これは、1956年ニューヨーク条約の適用をめぐって、条約上中央当局が果たすべき役割について締約国間で解釈の相違があり、中央当局による援助の内容の均一性が確保されないという深刻な問題が生じていた事実を踏まえての規定である。2007年扶養回収条約では、

中央当局の任務の項目について詳細な規定を置くことで、中央当局が果たすべき任務につき締約国間で相違が生じないように配慮されている。

他方で、6条では、それぞれの項目ごとの中央当局が付与する便宜供与・援助の具体的内容・方法についてまでは踏み込んで規定されていない。子の養育費等の扶養料の回収をめぐる法や手続については国ごとにかなり相違があり、制度としての発展の度合いも異なることから、6条の規定に柔軟性を持たせ、締約国が自国の法・制度の状況に応じてそれぞれの便宜供与・援助をなすように配慮し、バランスをとっている⁶⁹。しかし、中央当局が与えるそれぞれの便宜供与・援助の具体的内容・方法を条約中で規定しないとすれば、各締約国における中央当局の便宜供与・援助の内容が不明確になり、結果的に中央当局による援助の内容の均一性が害されるおそれがある。このような不利益を補うために、本条約は、締約国に対し、条約加盟時までに6条の義務を果たすための措置の説明をハーグ国際私法会議常設事務局に提出するよう求めることを通じて⁷⁰、補足的に中央当局による援助の具体的内容の明確化を図っている。

(3) 本条約上の扶養当事者による申立て、及び申立て前の措置の要請

本条約では、扶養権利者だけでなく、扶養義務者も、自らが居所を有する締約国の中央当局を介して、受託国の中央当局に対し一定の申立てをなすことが可能である⁷¹。10条によると、扶養権利者が行い得る本条約上の申立ては、①扶養に関する決定の承認・執行を求める申立て、②扶養に関する決定の執行を求める申立て、③扶養に関する決定の確立を求める申立て、及び④扶養に関する決定の変更を求める申立てであり⁷²、扶養義務者が行い得る本条約上の申立ては、①扶養に関する決定の承認を求める申立て、②受託国において既存の扶養に関する決定の執行を停止・制限する、扶養に関する決定の承認と同様の手続を求める申立て、③扶養に関する決

定の変更を求める申立てである⁶³。これらの申立てをなすにあたっては、ハーグ国際私法会議によって標準書式の利用が推進されており⁶⁴、ここでも本条約上の手続の一層の効率化・迅速化が図られている。

なお、扶養当事者による本条約上の申立てに関連して、実務上重要性が高いと思われる規定として7条がある。7条では、中央当局が、10条に基づく扶養当事者による申立てを受けていない段階で、他の締約国の中央当局に対し、9条2項に規定される措置のうちで、扶養当事者の所在の発見の援助、扶養当事者の収入その他財産の状況に関する情報の収集の援助、書証又はその他の証拠の収集についての便宜供与、必要な場合における親子関係の成立についての援助、係属中の扶養に関する申立ての結果を保全するために必要な、領域内でのみ効力を有する暫定的措置を得るための手続の開始についての便宜供与、文書の送達についての便宜供与といった措置をとるよう、理由を付して要請することが可能とされている⁶⁵。これは、例えば、扶養権利者が10条に基づく申立てを正式に行う前に、扶養義務者の所在や財産の状況等を確認し、申立てを実際に行うか否かの判断材料にしたいと望むような場合に対応した規定である。EUの「扶養義務に関する事件における裁判管轄、準拠法、決定の承認及び執行並びに協力に関する2008年12月28日の欧州共同体理事会規則4/2009」（以下、2008年EU扶養規則）における同様の規定（53条）においても、この申立て前の措置の要請の数が極めて多数に上ったことが指摘されており⁶⁶、実務上、申立て前の措置には多くの潜在的な需要のあることが推察される。このように、本条約は、扶養義務者が想定外の国に居住していた場合、あるいは扶養義務者が無職で養育費等を支払えるだけの資力に欠けるような場合に、扶養権利者が無益な申立てを行って時間・労力・翻訳費用等を浪費することのないよう配慮している⁶⁷。

(二) 手続の実効的利用の確保

子の養育費を主体とした親族関係から生じる扶養料の国際的回収を容易化・迅速化・効率化するという本条約の目的を達成するには、本条約に基づく申立てから生じる手続自体の迅速性・効率性を確保して手続の機能面を充実させるだけでは十分でなく、本条約に基づく申立てから生じる手続を申立人にとって実際に利用可能なものとしなくてはならない。本条約に基づく申立てから生じる手続が申立人にとって実際に利用可能であり得るためには、手続の利用にかかる当事者の負担が手続の利用を阻む障害となることのないよう、当事者が負担する扶養料確保の費用をできるだけ低く抑えるといった費用面での手当てをなすこと、さらに当事者の手続の利用を促すべく様々な支援を実施することが必要不可欠である。

そこで、本条約は、受託国に、第三章に基づく申立てから生じる手続について、申立人が実効的に利用できるようにしなければならない旨を規定し⁶⁸⁾、その一つの具体化として、受託国に、扶養権利者による21歳未満の者に対する親子関係から生じる扶養義務に関する第三章に基づく申立てについて、無償の法律扶助を提供する義務を原則として課している⁶⁹⁾。さらに、この他の本条約に基づく申立てについては、無償の法律扶助の提供は資産審査又は本案審査を条件として行うことができるとされており⁷⁰⁾、又、決定国において無償の法律扶助を受けていた申立人は、承認・執行のいかなる手続においても、承認・執行が求められている国の法律により同様の状況の下において提供されるものと少なくとも同等の無償の法律扶助を受けける権利を有することが認められている⁷¹⁾。このように、扶養権利者による第三章に基づく子の養育費を請求する申立ての場合とそれ以外の本条約に基づく申立ての場合とでは、本条約上の法律扶助をめぐる取り扱いに明確な相違がある。その他、中央当局を介さずに、締約国の国内法に従い、当該国の権限ある当局に直接の要請をなす場合については、それが承認・

執行の要請である場合に限り、手続の実効的利用の確保に関するごく一部の本条約の規定が適用される⁷²⁾。以上のように、手続の実効的利用の確保にあたり、本条約第三章の規定に基づき子の養育費を請求する扶養権利者は特に優遇され⁷³⁾、本条約上、子の利益保護が強く推し進められている。

なお、子の養育費に関する扶養権利者の申立てについて原則として自動的に無償の法律扶助が付与されることに関しては、子供の経済的状況は様々であり、極めて裕福で問題なく費用を負担しうる子供についてまで無償の法律扶助を提供する必要があるのかという疑問がありえよう。しかし、ごく一部の限られた数の子供を無償の法律扶助の対象から除外するために、すべての子供について多くの負担を伴う資産審査を課すことは合理的でなく、手続の効率性・迅速性という見地からみても適切ではない⁷⁴⁾。又、平均的生活水準は国により異なるため、自国で貧困層に属する人々であっても、より生活水準の低い国においては資産審査で無償の法律扶助が受けられる基準に満たないとされ、結果として手続の実効的利用が害されるおそれがある⁷⁵⁾。本条約が子の養育費に関する扶養権利者の申立てについて原則として自動的に無償の法律扶助が付与される仕組みを採用したことは、国々の経済格差から生じる困難な問題を回避する策ともなった。

とはいえ、無償の法律扶助の原則的提供をめぐることは、法律扶助に関する各国法の立場の相違が大きいこともあり、条約の作成過程で、無償の法律扶助の原則的提供を強く主張する米国、カナダ、欧州委員会等の立場と、法律扶助に関しては各国の国内法に委ねるべきとする日本、中国、ロシア等の立場の間で、激しい議論が交わされた⁷⁶⁾。その結果、妥協策として、扶養に関する決定の承認・執行を求める申立て等、一定の場合を除く申立てについては、締約国は、子の資産評価に基づく審査を条件として、無償の法律扶助を提供する旨を宣言することが認められ⁷⁷⁾、無償の法律扶助の提供に強く反対していた各国の立場に一定の配慮がなされることとなった⁷⁸⁾。

仮に子の養育費に関する扶養権利者の申立てについて無償の法律扶助を与えることが締約国に過度の経済的負担を生じさせる結果を招来すれば、無論、各国にとって本条約の魅力が大きく減ぜられることにもなりかねない。しかし、このような危惧に関しては、無償の法律扶助を付与することにより生じる国家的財政負担は、無償の法律扶助を付与することにより扶養権利者による私的扶養の確保が促される結果、公的扶養に係る財政負担の削減がもたらされることで得られる国家的利益との間で均衡がとれるとの指摘がなされている⁷⁹⁾。

なお、本条約に加盟する上で、無償の法律扶助の提供が国内法制との兼ね合いで難しい国にとって注目されるのが、本条約上、14条3項において、受託国は、当該国の手続により中央当局が無償で必要な援助を提供することで申立人が無償の法律扶助の必要なく自らの請求をなすことができる場合には、無償の法律援助を提供する義務を負わないと定められている点である。例えば、行政機関が無償で養育費を査定し取り立てる制度をすでに有している国は、さらに、本条約の事案について中央当局が無償で必要な援助を提供することで申立人が当該制度を利用することが可能であるならば、無償の法律扶助を提供する必要がない。本条約に基づく扶養料の回収を無償の法律扶助を付した司法手続によるか、あるいは行政機関により無償で養育費を査定し取り立てる制度によるかといった、本条約の国内実施方法の選択は締約国に委ねられているが、このように手続の実効的利用を保障すべきことが明確かつ具体的に条約上の義務とされていることは、各国が効率的で簡素化された養育費確保制度を導入する良い刺激になると受け止められている⁸⁰⁾。

(三) 扶養関係事件の国際裁判管轄をめぐる問題への対処

(1) 直接管轄一般

1999年の特別委員会の勧告では、そもそも扶養に関する包括的な内容の条約の採択が目指されており、扶養に関する直接管轄のルールについても規定が置かれることが当初は想定されていた。しかし、条約作成におけるこの点についての議論は難航が予想され、交渉の初期の段階で、本条約に直接管轄の規定を設けることは断念された。このような結果となったのは、扶養関係事件をめぐる各国の直接管轄のルールに根本的な立場の相違があり、その間での歩み寄りが極めて困難であったことによる。欧州、中南米等の多くの国では、扶養関係事件に関して、弱者保護の見地から扶養権利者の住所地・常居所地管轄を認めているが⁶⁰⁾、米国では、裁判管轄ルールに関して、被告が法廷地たる州との間に「最小限の関連」(minimum contacts)を有することが連邦憲法修正14条の適正手続(デュー・プロセス)の要請により必要とされており⁶¹⁾、扶養関係事件における扶養権利者の住所地・常居所地は、通常、原告(扶養権利者)と法廷地の間の関連性であって、被告(扶養義務者)と法廷地の関連性ではないため、単に扶養権利者の住所地・常居所地というだけでは、この「最小限の関連」は認められないことになる。このような「最小限の関連」要件による裁判管轄権行使の制約を前提とする限り、米国が、大陸法系諸国で一般に認められる扶養権利者の住所地・常居所地管轄を受け入れることは到底不可能であった。さらに、扶養に関する決定の変更をめぐる管轄ルール、なかでも扶養権利者が決定がなされた後に他国に住所・常居所を移した場合の取り扱いに関しても各国の考え方の隔たりは大きく⁶²⁾、結果として本条約に直接管轄の規定を設けることは断念せざるを得なかった。しかし、直接管轄についての統一ルールが本条約に含まれないことになれば、扶養に関する手続の国際的競争が多発する事態を惹起しかねず、さらに、本条約により国際的な扶養に

関する決定の確立を求める申立てが増加すれば、なおさら事態は深刻さを増すおそれがある。その意味で、本条約が直接管轄の規定を欠いていることはやはり問題であるといわざるを得ず、この点については、将来的にハーグ国際私法会議においてあらためて取り組み、付属議定書の形でルール化されることが期待されている⁸⁴⁾。

(2) 扶養に関する決定の変更についての手続開始の制限

前述の通り、本条約に直接管轄の規定は含まれておらず、扶養関係事件の国際裁判管轄については各締約国の管轄規則に委ねられている⁸⁵⁾。しかし、扶養に関する決定の変更に関しては、各締約国の管轄規則の適用を前提としつつも、扶養に関する決定の変更についての管轄が認められる国の中から申立人が決定の変更等を求める国を自由に選択することを制限する規定が本条約中に盛り込まれており、各締約国の管轄規則による規律に一定の制約が課せられている。すなわち、18条1項において、扶養権利者が常居所を有する締約国において決定がなされた場合には、当該国に扶養権利者が常居所を有し続けている限り、扶養義務者は、他の締約国において当該決定の変更又は新たな決定の確立を求める手続を開始することができないと規定されている⁸⁶⁾。米国の統一州際家族扶養法（Uniform Interstate Family Support Act（以下、UIFSA））では、扶養に関する決定の変更について、扶養料の支払いを命じた裁判所に継続的な専属管轄を付与するとの立場が基本的にとられているが⁸⁷⁾、本条約18条はこの米国流の継続的管轄ルールを志向しており⁸⁸⁾、本条約において、直接管轄の規定がない中で、複数の手続が国際的に競合する事態が多発することを抑止している。そして、このような制限の実効性は、18条の規定に反して扶養に関する決定がなされたことが本条約上承認・執行の拒否事由とされていることで担保されている⁸⁹⁾。但し、この規定の抑止的効果は限定的であって、実際に最も

問題となりうるケース，すなわち，扶養権利者が他国に常居所を移し，当該国で扶養権利者が扶養に関する決定の変更を求めるといったケースには対処できない⁶⁰。このようなケースに対処するためには，より一般的な直接管轄のルールの導入が必要とされよう⁶¹。

四 扶養に関する決定の承認・執行

(1) 承認・執行の手続の簡素化・迅速化

子の養育費及びその他の親族の扶養料の実効的な確保という本条約の目的に即して，本条約第五章では，扶養に関する決定の承認・執行の手続を簡素化・迅速化している。なお，本条約第5章の手続は，第三章に基づく中央当局を介した申立てのみならず，中央当局を介さずに締約国の国内法に基づき当該国の権限ある当局に直接行われた承認・執行の要請についても適用される⁶²。

(i) 23条の原則的手続

本条約23条における承認・執行についての原則的手続では，扶養に関する決定の承認・執行が求められた国の中央当局又は権限ある当局は，遅滞なく，当該決定が執行可能であることを宣言し，又は執行のために当該決定を登録しなければならない⁶³。このような宣言又は登録は，当該決定の承認・執行が当該国の公序に明らかに反する場合にのみ，拒否することが可能とされており，ここまでの手続で，当事者双方の審尋を実施することは認められていない⁶⁴。従って，後述の，当事者による異議申立て又は上訴がなされない場合には，当事者双方の審尋の手続を経ることなく，宣言又は登録された扶養に関する決定は，承認・執行が求められた国の法により執行されることになる⁶⁵。このように，宣言又は登録までの手続から当事者双方の審尋を省き，扶養に関する決定の承認・執行が求められた国の中央当局又は権限ある当局による職権での調査の範囲を公序違反の調査に

限定することで、承認・執行の手續が大きく簡素化・迅速化されている⁹⁹⁾。

以上のような、当該国での宣言若しくは登録又はそれらの拒否は、当事者に速やかに通知され、事実問題又は法律問題に関して異議申立て又は上訴をなす場合には、通知から30日以内（異議申立て又は上訴をなす当事者が宣言又は登録がされ又は拒否された締約国に居所を有していない場合には、通知から60日以内）にそれを行わなければならないとされている¹⁰⁰⁾。宣言又は登録までの手續では、扶養に関する決定の承認・執行が求められた国の中央当局又は権限ある当局による職権での調査は公序違反に関してのみ行われるため、当該決定の承認・執行が、それ以外の点、すなわち、22条に定める承認・執行の拒否事由のうち公序違反以外の拒否事由¹⁰¹⁾、20条に基づく承認・執行の原因（間接管轄）¹⁰²⁾、決定の全文等の転達された文書の真正性又は完全性¹⁰³⁾、又、承認・執行がすでに期限の到来した支払いに関するものである限りにおいて債務が履行されたこと¹⁰⁴⁾を理由として否定されるか否かは、当事者の異議申立て又は上訴があって初めて判断されることになる¹⁰⁵⁾。つまり、当事者が異議申立て又は上訴を行わない場合には、承認・執行にあたって公序違反以外の上記の点についての調査がなされることはない。この23条の、二段階に分けられた承認・執行手續は、2008年 EU 扶養規則第四章第二節、米国の UIFSA 第六章第一節及び第二節等で採用されている承認・執行手續と同様の仕組みであり、当事者の異議申立て又は上訴がない場合には、非常に迅速に執行に至ることが可能である。

上記のように、23条の原則的手續は、決定の承認・執行に際しての職権による調査を極めて限定し、手續の迅速化・簡素化を図っているが、このような23条における手續の大幅な簡素化は、扶養に関する決定の承認・執行に関する各国の実務上、ほとんどの事案で決定の承認・執行が争われることなく認められるに至るとい実情を踏まえてのことである¹⁰⁶⁾。

(ii) 24条の代替的手続

他方で、23条のきわめて簡素化・迅速化された承認・執行の手続については、適正手続の観点から問題があるとの批判も強く、そこで、代替的手続として、締約国は、一般的な外国裁判の承認・執行の手続により近い24条の手続の適用を宣言することが認められた。この24条の代替的手続では、相手方が速やかに手続の通知を受け、かつ、当事者双方に意見を陳述する機会が与えられた後に、権限ある当局によって承認・執行の決定がなされることになる¹⁰⁰⁾。さらに、24条の代替的手続では、権限ある当局が、公序違反に加えてさらに2つの承認・執行拒否事由に関して職権で調査でき¹⁰¹⁾、又、20条に基づく承認・執行の原因（間接管轄）、22条に定める承認・執行の拒否事由、及び決定の全文等の転達された文書の真正性又は完全性に関しては、相手方からの申立てがあった場合又は25条の規定に従って提出された文書の記載からそれらの事由に関する疑いが生じた場合には、調査することが可能とされている¹⁰²⁾。この他、24条5項においては、承認・執行がすでに期限の到来した支払いに関するものである限りにおいて債務が履行されたことを理由として承認・執行を拒否できると規定され、23条8項では相手方からの異議申立て又は上訴に委ねられている事項につき、24条5項では権限ある当局が職権による調査をなすことも可能とされている¹⁰³⁾。

このように、24条の代替的手続では、職権による調査の範囲が23条の原則的手続におけるよりも広く認められている。しかし、一般的な外国裁判の承認・執行の手続では、公益性の高い承認・執行の要件に関してはすべて職権で調査されることからすれば¹⁰⁴⁾、24条の代替的手続についても、職権で調査される範囲には一定の制限が加えられており、23条の原則的手続よりは程度は劣るものの、やはり一定の迅速化・簡素化がなされていると評価できるだろう。

(iii) さらに上訴における執行停止の効果の否定

さらに、手続の簡素化・迅速化の一環として、23条、24条の手続のいずれにおいても、承認・執行が求められた国の法によりそれらの手続からさらに上訴が認められる場合には、例外的な事情があるときを除き、その上訴は決定の執行を停止する効果を有しないとされ¹⁰⁰⁾、執行の先延ばし策として扶養義務者から上訴される事態を抑止し、迅速な扶養料の確保がなされるよう配慮されている¹⁰¹⁾。

(2) 承認・執行の対象の拡大

さらに、本条約における承認・執行の手続の特徴として、承認・執行の対象が、従来の外国裁判の承認・執行の手続における対象よりも格段に広げられていることが挙げられる。外国裁判の承認・執行の手続では、一般的には司法当局（裁判所）が行った裁判のみが承認・執行の対象とされるが、本条約では、司法当局が行った扶養に関する決定は勿論、行政当局が行った扶養に関する決定についてもその対象に含まれている¹⁰²⁾。さらに、本条約では、承認・執行にあたって、扶養に関する決定の確定は要求されていない。かつてハーグ国際私法会議で採択された二つの扶養に関する判決の承認・執行に関する条約における規定、すなわち、1958年扶養承認執行条約2条3号、1973年扶養承認執行条約4条2項は、確定した判決を原則として承認・執行の対象としつつ、扶養権利者保護の見地から、仮執行が可能な未確定の判決についても、執行が求められている国において同種の判決が下され執行されうる場合には執行を認めていたが、2007年扶養回収条約は決定の確定自体を求めないことにより承認・執行の対象をさらに広げ、扶養権利者の迅速な権利保護を徹底している。

加えて、本条約の承認・執行の対象には、一定の条件を満たした当事者による扶養についての合意も含まれている。まず、承認・執行の対象とな

る「決定」には、司法当局又は行政当局において締結され又は確認された和解又は合意が含まれる⁽¹¹⁾。さらに、扶養の取決め、すなわち、本条約における定義⁽¹²⁾によれば、扶養料の支払いに関する書面による合意であって、公正証書として作成・登録、或いは権限ある当局で認証・締結・登録されるなどの一定の条件を満たしており、権限ある当局による審査及び変更の対象となるもの⁽¹³⁾も、作成国において決定として執行可能な場合は、本条約第五章に従って決定として承認・執行される⁽¹⁴⁾。但し、当事者による扶養についての私的な合意が承認・執行の対象となることについては異論もあったため⁽¹⁵⁾、締約国が扶養の取決めを承認・執行しない権利を留保することが認められている⁽¹⁶⁾。

本条約において上記のように承認・執行の対象が大きく拡張されている背景には、各国の子の養育費確保制度の著しい発展がある⁽¹⁷⁾。1960年代から、北欧諸国をはじめ、ニュージーランド、オーストラリア、米国の各州が次々と行政機関による子の養育費確保制度を導入しており⁽¹⁸⁾。それらの国のうちの多くで、行政機関に養育費を査定し養育費命令・決定を下す権限が認められている。従って、そのような国にとって、行政機関による扶養に関する命令・決定が仮に本条約の承認・執行の対象に入らなければ、相互主義的観点からみて均衡に欠け、本条約に加盟することの魅力は著しく低下することになる。さらに、扶養料の迅速な確保のために、扶養をめぐる紛争についてまずは和解等の友好的解決が推奨されており⁽¹⁹⁾、本条約上も中央当局には適切な場合に和解、調停その他の手続を用いて友好的解決を促す責任が課せられていることと⁽²⁰⁾、友好的解決を通じて得られた当事者による扶養についての合意が本条約上承認・執行の対象に含められていることは、平仄が合うといえよう⁽²¹⁾。又、当事者による扶養についての私的な合意であっても、行政機関による養育費確保を申請し合意を登録することで行政機関により養育費の確保がなされる制度を有している国も少

なくないことから⁽¹²⁸⁾、子の養育費の国際的回収をより容易化するという視点からは、一定の条件を充足した扶養についての私的な合意を選択的に承認・執行の対象とすることも認められ得るだろう。しかし、他方で、国家机关による関与が必ずしも十分に保証されていない扶養についての私的な合意の承認・執行は、外国の国家行為の承認・執行という制度本来の趣旨からは必ずしも説明がつかないため、30条1項では、扶養の取決めは、作成国において「決定」として執行可能な場合には「決定」として承認・執行されうるとして、扶養の取決めは単なる「契約」という資格ではなく「決定」という資格で承認・執行されることが強調されている⁽¹²⁹⁾。

(3) 間接管轄をめぐる規定にみる可及的な子の利益保護

扶養に関する決定の承認・執行における間接管轄については、20条1項において規定されており、列挙すると、①手続の開始時に相手方が決定国に常居所を有していた場合（a号）②相手方が応訴した場合（b号）③手続の開始時に扶養権利者が決定国に常居所を有していた場合（c号）④手続の開始時に扶養の決定を得た子が決定国に常居所を有していた場合であって、相手方が当該国において当該子と共に居住したことがあるとき、又は当該国に居所を有し、当該国で当該子の養育費を支払ったことがあるとき（d号）⑤当事者間に書面による管轄合意があった場合（子に対する扶養義務に関する紛争を除く。）（e号）⑥決定が身分又は親責任に関する事項について管轄権を有する当局によりされた場合（当該管轄権が当事者の一方の国籍のみに基づく場合を除く。）（f号）の6つの管轄原因がある。但し、このうち、c号、e号又はf号については、各国の意見の一致が得られず、締約国は留保を付すことが認められている⁽¹³⁰⁾。他方で、被告住所地主義原則に基づくa号、応訴管轄を定めるb号、相手方と決定国との補充的関連性があることを条件とした子の常居所地管轄を定めるd号につい

では、各国の意見が一致したことで留保が認められていない。

なお、20条1項c号、e号又はf号について留保を付した締約国は、当該事案と同様の事実的状况において、自国法によれば自国の当局の国際裁判管轄権が認められる場合には、当該決定を承認・執行しなければならないと規定されている⁽²⁹⁾。つまり、留保により本条約上に定められる間接管轄原因が欠缺している場合であっても、留保を付した締約国の管轄規則によれば管轄原因が認められる場合には、決定を承認・執行するよう当該国に義務付けている。本条約により新たに導入されたこのような規定にも、各国の管轄をめぐる立場の相違を認めつつ、扶養に関する決定の承認・執行の可能性をできる限り高めようとする本条約の姿勢が表れている。

さらに、留保を付した締約国の管轄規則によっても管轄原因が認められず、留保の結果として決定の承認・執行が不可能となる場合であっても、扶養義務者が当該国に常居所を有するときには、当該国は、扶養権利者の利益のために、新たに決定を確立するためのあらゆる適切な措置をとらなければならない⁽³⁰⁾。加えて、20条5項では、同条2項による間接管轄原因についての留保のみを理由として決定の承認が不可能である場合には、18歳未満の子に有利な決定については、新たに扶養の決定の確立が求められた国において当該子が扶養を受ける資格を認めるものとして扱われなければならないと規定している。この20条5項の規定は、例えば、次のようなケースを想定している。つまり、扶養権利者たる子の常居所地国において下された決定が間接管轄原因についての留保のみを理由として承認されない場合には、当該子は養育費の確保のために改めて申立てをなして他の国における扶養に関する決定の確立を求める必要が生じるが、新たに扶養の決定の確立が求められた国において年齢を理由として当該子が扶養を受ける上での適格性を欠くとされるときには、当該子は養育費を得ることがいずれにせよ不可能となる⁽³¹⁾。このような不公正な結果が生じることを防ぐ

ために、20条5項は、承認されない18歳未満の子に有利な決定を、当該子が新たな申立てにより扶養に関する決定の確立を求めた国において当該子の扶養を受ける上での適格性を認めるものとして取り扱われなければならないと定めることで、当該子が養育費を確保できる途を開くよう配慮している。

以上のように、本条約は、子の養育費が可能な限り確保されるよう、間接管轄についての規定に様々な法的工夫を施している。各国の管轄をめぐる見解の相違に起因する留保により間接管轄原因が欠缺する場合には、当該決定を単に承認・執行しないとの扱いをなすのではなく、できるだけ扶養に関する決定が承認・執行されるように、留保を付した国の国内法まで取り込んで決定が承認・執行される可能性を高め、さらに、それでも承認・執行されない場合には、新たに扶養に関する決定の確立が求められる国で扶養権利者の利益に適用措置がとられるよう配慮することで、本条約は可及的な子の利益保護を実現している。

(五) 本条約の確実な実施・統一的解釈を支える各種の措置

本条約の中央当局を介した迅速で実効的な扶養料確保の仕組みが実際に機能するためには、その機能の具体的実施を支えるための事前の準備と事後的な条約の実施状況の点検が欠かせない。これまでの扶養関連の条約、なかでも1956年ニューヨーク条約は、事後的な条約の実施状況の点検が十分でなく⁽²⁹⁾、そのために条約の統一的解釈や締約国による条約の実施に支障が生じており⁽³⁰⁾、さらに、各締約国間で扶養料の取立に関する法及び手続についての情報を共有する仕組みが条約上定められていなかったことも、条約の実施に悪影響を及ぼしていた⁽³¹⁾。そのような苦い過去の経験を踏まえて、本条約は、各締約国による条約の実施を確実にし、又、条約の統一的解釈を促進するために、各種の措置を施している。

まず、締約国は、批准書又は加入書が寄託される時までには、扶養義務に関する自国の法及び手続、6条の中央当局の任務を果たすための措置、申立人に手続の実効的な利用を提供する方法・手段、及び執行に関する自国の法及び手続、承認・執行の申立てに必要な文書をめぐる指定についての各説明を、ハーグ国際私法会議常設事務局に提供するよう義務付けられている⁽¹⁰⁾。なお、このような締約国による情報提供に際しては、ハーグ国際私法会議により利用が推奨されている本条約の実施に係る国別の各種情報の書式（カントリープロファイル）が利用可能であり⁽¹¹⁾、本条約への加盟を望む国々が上記の多岐にわたる情報を提供するために必要な作業を速やかに進める上での助けとなっている。なお、本条約加盟時までに提供された当該国の法・手続・中央当局の任務に関する情報等は、ハーグ国際私法会議のウェブサイト上で公開されており⁽¹²⁾、情報を最新の状態に保つことが締約国に義務付けられている⁽¹³⁾。

このように、締約国に対し、本条約加盟時までに当該国の法・手続・中央当局の任務その他に関する情報を提供する義務を課すことは、本条約に加盟するにあたって自国法の本条約への適合性をあらためて確認させ、本条約上課せられる義務を履行する国内体制を万全にさせる意味を持つ⁽¹⁴⁾。それと同時に、提供された情報は、各締約国間で共有され、申立人への援助を関係国法が踏まえられたより充実したものにするために、あるいは各国の中央当局の間で連携を図る上で利用される⁽¹⁵⁾。

さらに、本条約においては、ハーグ国際私法会議事務局長には、本条約の実施状況を調査し本条約が遵守された良好な実務の発展を促進するために、定期的に特別委員会を招集する義務が課せられており⁽¹⁶⁾、さらに、締約国には、本条約の実施状況の調査のために、本条約の実施状況に関する統計や判例法といった情報の収集についてハーグ国際私法会議常設事務局に協力すべき義務が課せられている⁽¹⁷⁾。このように、本条約上、ハーグ国

際私法会議常設事務局が中心となって本条約の実施をめぐる各種の情報を収集・集約し、それを元に締約国が本条約の実施・解釈に関して生じた問題を協議するための場が用意されている。このように本条約の実施状況が十分な情報をもとに締約国によって定期的に点検されることにより、本条約の確実な実施・統一的解釈が大きく促進されるものと考えられる⁽⁴⁰⁾。

加えて、ハーグ国際私法会議のウェブサイトでは、本条約を実施するにあたっての留意点をまとめたチェックリスト⁽⁴¹⁾、本条約を利用するにあたっての実務家向けの手引書⁽⁴²⁾などが公開され、又、iSupport Project⁽⁴³⁾とよばれる、本条約と2007年EU扶養規則の下での情報を各締約国の中央当局間で情報通信技術を駆使してやり取りし処理するためのプラットフォームを提供する計画が立ち上げられる等、本条約の確実な実施を促し、さらに他の条約との連携にも目を向けた多方面での取り組みが積極的になされていることが注目される。

このように2007年扶養回収条約を締約国が適正に実施するよう強く促す盤石な体制が敷かれていることは、ある意味で本条約に加盟するハードルが上がり、2007年扶養回収条約が広く各国に批准される上での阻害要因ともなりうるが、そのようなマイナス面があるとしても、必ず扶養料回収の成果が上がる体制を作り上げるとの強い決意がそこには表れている。

第四章 2007年扶養回収条約の評価と今後の展望

これまでにみたように、2007年扶養回収条約は、効率的で緊密な中央当局を介した国際的行政協力体制を構築し、扶養権利者の迅速な権利保護が特に強く望まれる扶養関係事件に適した承認・執行手続を定めることで条約の機能面を充実させ、さらに、養育費の回収に際して手続の利用により申立人に生じる各種の負担をできる限り低減することで、養育費の回収を

阻む大きな障害を取り除くことに成功した。直接管轄のルールを含み得なかったことは本条約の取柄であり、直接管轄のルールを付属議定書の形で取り込むことが将来的な課題であるものの、2007年扶養回収条約は、子の養育費の実効的な確保という目的を実現するために、国際私法、国際民事手続法、扶養法の専門的知見を結集して、正に画期的な制度的枠組みを創り得たといえるだろう。その証左として、2007年扶養回収条約の締約国・地域は、2013年1月1日の発効から僅か5年足らずで38ヵ国に上っており、今後さらに締約国・地域が増加することが見込まれている。2007年扶養回収条約への加盟には、条約上の義務の完全な履行が強く求められている分、かなりの負担も伴う中で、短期間でここまで多くの締約国を集めたことは、子の養育費の回収に懸ける各国の熱意、本条約への信頼・期待の大きさが伺えよう。家族関係の国際化が進む現在、子の養育費の国際的な回収の問題は益々その重要性を増しており、わが国としても、これらの国に続き、本条約の批准を念頭に国内法の整備を早急に進めることが望ましい。

〈無償の法律扶助の提供と養育費確保制度をめぐる問題〉

序論で述べたように、わが国の子の養育費確保をめぐる法制度は改革の途上にあり、未だ国内でさえ養育費の回収率は低迷したままである。執行手続が十分な実効性を持たないこともその要因の一つであるが、最大の要因は、現在の司法手続のみを通じた養育費の確保制度では、養育費回収に至るまでに扶養権利者に過大な費用・時間・労力の負担がかかることであろう。わが国の国内外での養育費確保の実効性を高めるには、まずは当事者の負担を軽減するための多方面での支援が不可欠である。2007年扶養回収条約が、受託国に対し、本条約に基づく扶養権利者による子の養育費の回収に関する申立てについて原則として無償の法律扶助を提供するよう義務付けているのも、本条約の作成に参加した国々の間で養育費の回収に係

る当事者の負担軽減の重要性が広く認識されていたことによる。

他方で、本条約上の無償の法律扶助の提供は、わが国にとって、民事法律扶助制度の根幹に変容を迫る大きな問題である。わが国が先般1980年子の奪取条約に加盟したことで、1980年子の奪取条約の案件に関しては、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」153条により、1980年子の奪取条約の締約国の国民又は締約国に常居所を有する者についてはわが国の民事法律扶助制度を利用することが可能となり、民事法律扶助の対象者が従来よりも部分的に拡大されることとなったが¹⁴⁹⁾、他方で、1980年子の奪取条約の案件であっても、資力の審査を経た上で、弁護士費用、通訳費、翻訳費等を無利息で立替えてもらえる、すなわち償還が前提となるという点に何ら変更はない¹⁵⁰⁾。これに対し、本条約上定められている受託国としての無償の法律扶助の原則的提供をわが国において実現しようとするれば、わが国の民事法律扶助制度の基準自体の変更が求められることになり、そのままでは国内の事案における民事法律扶助との著しい差が生じることになる。このような国内の事案との差を解消しようとするならば、国内での子の養育費を請求する事案等についても同様に無償の法律扶助を原則的に提供する必要が生じ、大きな国家的財政負担増が予測される。従って、この点を顧慮すれば、わが国にとって、本条約上の無償の法律扶助の提供には大きな困難が伴うといわざるをえない。しかし、前述したように、2007年扶養回収条約にはこの点で注目すべき規定がある。すなわち、14条3項では、申立人が当該国において無償の法律扶助の必要なく自らの請求をなすことが可能であり、中央当局が無償に必要な援助を提供するときは、締約国は無償の法律扶助を提供する義務を負わないとされている。例えば、当該国にすでに無償で行政機関が子の養育費の査定・取立を実施する制度がある場合には、中央当局が必要な援助を無償で提供することで申立人による当該制度の利用が可能となるのであれば、無償の

法律扶助の提供は不要となる。本条約上要求される無償の法律扶助の提供により予測される国家的財政負担増の危機を、司法手続によるよりも低コストでより簡素化された子の養育費確保制度を創設するインセンティブとして積極的に捉え直し、他国でみられるように、税金や社会保険料等と同様に、行政機関が無償で法定の算定方式により養育費を査定し取り立てる制度を導入することは、わが国にとって検討に値するものと思われる。なお、財源の確保という観点からは、前述したように、子の養育費の確保により社会保障制度に基づく手当の受給率が下がるなど、本条約への加盟が公的扶養に関する国家的財政負担の削減につながることでバランスが取れるとの指摘がなされていること⁽¹⁰⁾、さらに、本条約36条において、公的機関が一定の条件の下で「扶養権利者」に含められ、養育費立替払制度により公的機関が扶養権利者に対して養育費に代えて給付を提供した場合には、当該機関は扶養権利者としての資格で本条約上の無償の法律扶助を利用し、本条約の承認・執行手続を通じて養育費に代えて提供された給付の償還を扶養義務者に対して求めることが可能とされている点にも留意すべきであろう。本条約からは、子の養育費を確保する制度が実効的に機能するためには、当事者の負担を軽減し、国家的な支援の度合いをより高める必要があることが強く示唆されている。

〈扶養に関する決定の承認・執行の手続に関する問題〉

さらに、子の養育費の回収の実効性を確保するために、本条約上、特に大きな役割を果たしているのが、本条約が定める簡素化・迅速化された承認・執行の手続である。本条約の承認・執行の手続については、23条の原則的手続は相手方の防衛権の保障という観点から批判を受け、24条の代替的手続が設けられることとなった。確かに、外国裁判一般を承認・執行する手続としては、23条の手続は職権による調査の範囲が相当に限定され、宣言

又は登録に至るまでの手続から当事者双方の審尋が省かれるなど、適正手続の観点から問題があるように見える。しかし、ここで承認・執行の対象とされているのが、外国裁判一般ではなく、扶養に関する決定であることを考慮すると、このような手続の簡素化・迅速化には一定の合理性があると思われる。つまり、子の養育費等の扶養料については定期金債権として扶養義務者から定期的・継続的に少額の金銭の給付を受けることが多く、扶養義務者からの扶養料の支払いが滞りさらに扶養料の確保が遅延すれば、扶養権利者は忽ち困窮しその基本的な生活環境を維持できなくなるおそれがある。そのような事態を防ぐために、扶養に関する決定の承認・執行の仕組みには殊に迅速性が求められる。本条約の承認・執行手続は扶養に関する決定に特化した手続であり、扶養権利者の権利保護のために迅速な手続が特に強く要請されることを考慮すれば、23条の手続のように、職権による調査が必要最小限の範囲に縮小され、簡素化・迅速化された承認・執行の手続は許容されうるものと思われる。

なお、23条の原則的手続は、2008年 EU 扶養規則第四章第二節、米国の UIFSA 第六章第一節及び第二節等で採用されている承認・執行手続と同様に、承認・執行の手続を二段階に分けて手続を簡素化・迅速化する仕組みであり、わが国にとっては、手続を段階に分けず一括して進める24条の代替的手続の方が現行の承認・執行制度により近く、その点で受け入れやすいともいえる。但し、24条の手続によるとしても、職権による調査の範囲が限定されている点、同条6項において例外的な事情がある場合を除き上訴は決定の執行を停止する効果を有しないと規定されている点に関しては、わが国の外国裁判の承認・執行制度とは明確に異なっている。又、本条約上の承認・執行の対象については、19条において決定の確定が要求されておらず、さらに、行政当局による決定、及び司法当局又は行政当局において締結され又は確認された和解又は合意が承認・執行の対象に含まれ

ることが明定されている等、各国の養育費確保制度の発展状況を踏まえて、わが国の通説的理解の下での承認・執行の対象たる「判決」概念よりも拡張されていることにも注意が必要である。これらの点を勘案すると、わが国が本条約に加盟する場合には、従来の承認・執行制度とは別に、特別法により制度的対応をなすことが必要となろう。なお、30条で規定される扶養の取決め承認・執行については、わが国においては、そもそも民事執行法上、強制執行認諾文言付公正証書は、「確定判決」は勿論、「確定判決と同一の効力を有するもの」とさえ区別された資格において債務名義とされていることから⁽⁴⁰⁾、その意味で、わが国において本条約上の扶養の取決めを「決定」として承認・執行することは難しいものと解される。

なお、特に、本条約において、承認・執行にあたって扶養に関する決定の確定が要求されていない点、及び、承認・執行が求められた国の法に基づくさらなる上訴は例外的な事情がある場合を除き決定の執行を停止する効果を有しないと規定されている点については、法制審議会国際扶養条約部会において、わが国の外国裁判の承認・執行制度との乖離が特に問題視されていた⁽⁴¹⁾。わが国の制度では、承認・執行にあたって外国判決の確定を要求し⁽⁴²⁾、又、わが国において確定した執行判決のある外国判決を債務名義としているため⁽⁴³⁾、これらの点で、確かに本条約の立場とは相違する。わが国において、承認・執行にあたって、外国判決の確定及びわが国における執行判決の確定を要求することは一般論として妥当であり、わが国における執行後に執行済みの部分についての国際的な返還が頻繁に必要となるような事態は避けるべきである。しかし、本条約上の扶養に関する決定の承認・執行の問題を論じるにあたっては、諸外国における子の養育費確保をめぐる法状況、すなわち、各国で子の養育費を確保するにあたり、司法機関又は行政機関が法定の算定方式に基づき養育費を査定するなど、いわば自動化・定型化されているケースが数多くみられることに留意する必

要がある⁽⁴⁵⁾。そのように自動化・定型化された手続においては個別的に争う余地がかなり限定されると解されるなかで、承認・執行にあたって、扶養に関する決定の確定を要求し、又、さらなる上訴に決定の執行を停止する効果を認めるとすれば、執行に至るまでの手続における上訴や異議申立てが本来の目的とは異なり、執行の先延ばし策として事実上機能するおそれ大きい。子の養育費その他の扶養料は扶養権利者の生活を維持するためのものであり、迅速に執行すべき強度の必要性があることから、子の養育費その他の扶養料の確保が上訴や異議申立ての濫用により遅延する余地を認めることは得策でない⁽⁴⁶⁾。本条約が、承認・執行にあたって決定の確定を要求せず、又、さらなる上訴に決定の執行を停止する効果を原則として認めずに、子の養育費その他の扶養料を迅速に確保するという利益を最優先したことは是認できるものと解される⁽⁴⁷⁾。

さらに、20条で規定される間接管轄原因について付言すると、20条では、相手方の常居所、扶養権利者の常居所、身分関係事件又は親責任事件への附帯（身分関係事件又は親責任事件の管轄権が当事者の一方の国籍のみに基づく場合を除く。）といったわが国の立場からみて問題のない管轄原因に加えて、近年各国の実質法上扶養について当事者の任意処分が許容される傾向にあることを背景に、相手方の応訴、子に対する扶養義務に関する紛争以外についての当事者の管轄の合意（但し、こちらは留保可能。）が管轄原因として規定されるなど、従来わが国における扶養関係事件の国際裁判管轄に関する基本的理解のなかでは認められていない管轄原因が含まれている。しかし、上記の相手方の応訴及び当事者の管轄の合意は、扶養関係事件の国際裁判管轄の決定基準として比較法的には一般に認められており⁽⁴⁸⁾、又、わが国でも扶養に関しては当事者による任意処分が一定範囲で許容され、家事事件手続法66条では国内裁判管轄として子の監護に関する処分の審判について合意管轄が認められていること等からしても、少

なくとも条約上の間接管轄原因としてわが国が受け入れる余地はあるものと解される。

第五章 結びに代えて

親と離れて生活する子供にとって、養育費は、面会交流とともに、子供の物心両面、基本的な生活環境を支える極めて重要なものであり、相互に緊密に関連する養育費と面会交流の関係は車の両輪にも例えられる⁽⁴⁵⁾。扶養義務者が子との交流を継続しているケースの方が養育費の任意の支払いが促されるといった事情により⁽⁴⁶⁾、例えば、米国では養育費確保政策は親子の面会交流の事業と共に進められており、子供が両親から経済的にも情緒的にも援助を受けられるようにするための家族支援政策の一つとして展開されている状況がみてとれる⁽⁴⁷⁾。同様に、国際的平面においても、養育費の確保と面会交流の支援は、国境を越えた家族支援政策の一環として捉えられ、先に推進されることが望ましい。

国境を越えた親子の面会交流については、わが国が1980年子の奪取条約に加盟したことにより一定の改善をみたが、他方で、子の養育費の国際的回収については、序論で述べたように、それに関するわが国の裁判例の数は極めて限られており、潜在的な需要に対応しているとは思われない。このようにわが国において子の養育費の国際的回収が求められた裁判例の数が極めて少ないという状況は、わが国においては養育費確保をめぐる国内制度自体に不備があったことに加え、養育費の回収が国境を越えて行われることから生じる様々な問題への対処がこれまで十分でなかったことにより、もたらされたといえよう。すなわち、養育費の国際的回収をなすにあたっては、一国内での回収に比して当事者に格段に費用・時間・労力の面での負担が生じうるが、子の養育費確保に関しては子の利益保護の観点か

ら特に手続の実効的利用を確保すべき極めて強い要請が認められるにもかかわらず、このような当事者の重い負担を軽減するための支援体制は、わが国においてはこれまでほとんど用意されてこなかった。さらに、わが国では、諸外国における養育費確保制度の著しい発展を反映し、あるいは扶養権利者の迅速な権利保護の要請にこたえて、扶養関係事件に関して承認・執行の手続を簡素化・迅速化し、又、承認・執行の対象を拡大するといった制度改革への取り組みは、多国間条約への加盟、二国間条約の締結、国内法の改正のいずれの手段を通じてもなされることはなかった。このような事態の根底には、わが国においては、長らく、養育費の確保が、国家の積極的介入・支援を正当化する公益に関わる問題としてではなく、単なる私人間の私益に関わる問題としてのみ捉えられ、さらに私益に関わる問題のなかでも社会的関心が低く、軽視されてきたということがある。これに対し、米国、欧州など、多くの国では、養育費の確保はまさに公益に関わり、国家の積極的な介入・支援を必要とする問題であるとして重視され、人々の関心を集めてきた⁽³³⁾。それらの国の多くで養育費の確保が行政機関により実施されていることも、養育費の確保が公益に関わるとの認識の表れであろう。2007年扶養回収条約への加盟に米国が非常に熱心であったことの一因として、米国が自国の強力な制度により他国の子供のために養育費を回収しているのに対し、米国の子供の養育費は他国で回収してもらえず、いわば一方通行で均衡を欠いている現状への不満があったとみられるが⁽³⁴⁾、自国の子供の養育費も他国の子供の養育費も十分な回収ができない状況にある日本は、かつて子の奪取問題で他国から強い批判を受けたのと同様に、いずれ国際的な非難にさらされることになりはしないか。

遺憾ながら、わが国の現在の子の養育費の確保をめぐる法状況は、2007年扶養回収条約に加盟しうる状況にはほど遠い。しかし、近年、わが国でも、子の養育費確保の問題は国家の積極的な介入・支援を要する公益にか

かわる問題であるとの認識が急速に社会に浸透しており、養育費確保をめぐる法・制度を抜本的に改革する機運が醸成されつつある。今後、わが国が養育費確保に関する法・制度を真に実効性あるものへと改革するにあたっては、養育費の国内における回収のみならず、2007年扶養回収条約への加盟による養育費の国際的回収の強化をも視野に入れた上で制度設計する必要があるが、そのためには、扶養法、親子法、離婚法、社会保障法、民事法律扶助制度、国際私法、国際民事手続法等との関係を多方面にわたって調整しながら改革を進めていく必要があり、その道程は決して平坦ではない。しかし、わが国には、児童の権利条約批准国として、国内的・国際的な子の養育費回収の体制を回収の実を上げられるものへと変えていく責務があることを忘れてはならない。

注

- (1) 親の未成熟子に対する扶養義務及び夫婦間の扶養義務は生活保持義務とされ、それ以外の親族間での、自己の生活を犠牲にしない範囲で最低限の生活の扶助を行う扶養義務（生活扶助義務）と区別して、より優先性・高度性が認められると解されている。棚村政行編著『面会交流と養育費の実務と展望—子どもの幸せのために—』（2013年、日本加除出版）57頁〔関根澄子〕、野沢紀雅「扶養法の課題と展望」法律時報82巻4号（2010年）29頁。
- (2) 二宮周平「家族法入門19 扶養」戸籍時報712号（2014年）36頁以下、棚村『前掲書』（注(1)）98頁〔榊原富士子〕。
- (3) 米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、スウェーデン、ドイツ、フランス等、養育費の回収を推進する各国では、行政機関が養育費の取立又は立替払い等により養育費の確保を援助する制度を有している。この点についてより詳しくは、(注(5))を参照。
- (4) 家事事件手続法289条参照。
- (5) 家事事件手続法290条参照。
- (6) このような状況を改善するために、法制審議会（民事執行法部会）において、債務者の財産の開示制度の実効性の向上を目指して、金融機関から債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度、及び一定の公的機関から債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）を取得する制度の新設が検討され、取りまとめられた「民事執行法の改正に関する中間試案」が2017年10月現

在、意見募集に付されている。

- (7) 但し、限定的ではあるが、養育費の確保に係る負担の軽減措置として、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度において、2003年より、養育費確保のための裁判費用について、生活安定期間内（母子家庭又は父子家庭になって7年未満の者の生活を安定・継続する間）に限り、約124万円（当該制度で貸付が受けられる生活資金（一般分）の12か月分に相当する金額）を限度として貸付が受けられるようになっている。母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については、内閣府男女共同参画局のウェブサイト (http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/23.html) を参照。
- (8) 下夷美幸「離別した父親の扶養義務の履行確保について—日本とアメリカの養育費政策—」貧困研究12号（2014年）71頁参照。
- (9) 2003年の民事執行法の改正により、子の養育費などの定期金債権につき期限の到来した分が不履行となっている場合には、相手方の給料などの継続的給付に係る債権を差し押さえるにあたって、期限の到来した分だけでなく将来の給付分についてもまとめて強制執行を開始することが可能となり（民事執行法151条の2）、また、養育費等の一定の定期金債権については、差押禁止債権の範囲が4分の3から2分の1に縮小され、差押可能な範囲が拡張されている（民事執行法152条3項）。さらに、2004年の民事執行法の改正により、養育費等の金銭債権について、直接強制の方法だけでなく間接強制の方法によることが可能となっている（民事執行法167条の15）。又、2011年の民法の改正により、民法766条において、父母が協議離婚する際に協議で定める子の監護についての必要な事項の例として面会交流とともに子の養育費の分担が明示され、それに伴い離婚届に面会交流と養育費についての取決めの有無についてのチェック欄が設けられることとなった。
- (10) 筆者が把握しえた限りで、2017年10月現在までに、子の養育費回収に関わる外国の裁判の承認・執行がわが国において問題となった事案は9件（①東京地判平成28年1月29日判例時報2313号67頁、②東京地判平成26年12月25日判例タイムズ1420号312頁（第二審：東京高判平成27年5月20日判例集未登載）、③東京地判平成23年3月28日判例タイムズ1351号241頁、④東京高決平成18年10月30日判例時報1965号70頁、⑤名古屋高判平成14年5月22日判例集未登載、⑥東京高判平成10年2月26日判例時報1647号107頁、判例タイムズ1017号273頁（第一審：東京地判平成8年9月2日判例時報1608号130頁）、⑦東京高判平成9年9月18日高等裁判所民事判例集50巻3号319頁、判例時報1630号62頁、判例タイムズ973号251頁、東京高等裁判所（民事）判決時報48巻1～12号57頁、⑧大阪地判平成8年1月17日判例時報1621号125頁、判例タイムズ956号286頁、⑨東京地判昭和40年10月13日下級裁判所民事裁判例集16巻10号1560頁、家庭裁判月報18巻11号51頁、判例時報426号13頁）、さらに、外国に居住する扶養義務者に対して日本に居住する子の養育費を請求する申立てがわが国においてなされ

- た事案（婚姻費用の分担申立事件として申立てがなされた事案も含める。）は2件（①大阪高決平成18年7月31日家庭裁判月報59巻6号44頁（第一審：神戸家庭裁判所明石支部審平成17年12月21日家庭裁判月報59巻6号53頁）、②大阪家審昭和54年2月1日家庭裁判月報32巻10号67頁（第二審：大阪高決昭和55年8月28日家庭裁判月報32巻10号90頁））にすぎず、日本に居住する扶養義務者に対して外国に居住する子の養育費を請求する申立てが日本でなされた事案は1件（東京地判平成7年12月26日判例タイムズ922号276頁）のみである。
- (1) Philippe Lortie, *The 2007 Hague Child Support Convention and its Protocol on the Law Applicable to Maintenance Obligations: challenges and opportunities for domestic reforms*, *International Family Law*, (2012), 118, at 118.
- (2) 実際に、オーストラリアにおいて、養育費の滞納の事案のなかで親が国外に居住している場合の割合が増加しており、2009年の時点で滞納額全体の約24%を占めているとの指摘がある。下夷美幸「オーストラリアの養育費制度—もうひとつのアングロサクソンモデル—」『養育費確保の推進に関する制度的諸問題』（2012年、養育費相談支援センター）56頁参照。
- (3) 本条約は1956年にニューヨークで採択され、2017年10月現在で締約国は50カ国を越えている。1956年ニューヨーク条約については国連事務局法務部が運営するウェブサイト（United Nations Treaty Collection）で公開されている情報（https://treaties.un.org/Pages/showDetails.aspx?objid=080000028003142c&clang=_en）を参照。又、1956年ニューヨーク条約に関する文献として、奥田安広「外国における扶養料取立システムの構築」北大法学論集53巻5号（2003年）1608頁参照。
- (4) これらの条約のうち、わが国は、1956年扶養準拠法条約、及び1973年扶養準拠法条約にのみ加盟している。なお、児童の権利条約とこれらの扶養に関連するハーグ条約について論じられた文献として、鳥居淳子「子どもの権利条約と扶養に関するハーグ国際私法条約」国際人権18巻（2007年）2頁以下参照。
- (5) 米国は、後述の2007年扶養回収条約に加盟するまでは、子の養育費の国際的回収に関わる多国間条約の枠組みには参加せずに、他国との間で相互の保証がある旨の宣言をなすことを通じて子の養育費の回収についての国際的協力体制を独自に構築してきた。Ann Laquer Estin, *Families Across Borders: The Hague Children's Conventions and the Case for International Family Law in the United States*, *Florida Law Review*, Vol. 62, (2010), 47, at 90-91. 奥田「前掲論文」（注⑬）1583頁以下、渡辺浩＝江頭憲治郎＝岩村正彦＝大村敦志編『融ける境 超える法① 個を支えるもの』（2005年、東京大学出版会）202頁以下 [碓井光明]。
- (6) 2007年扶養回収条約の条文等は、ハーグ国際私法会議のウェブサイト（<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/specialised-sections/>）

- child-support)を参照。又、2007年扶養回収条約の仮訳付きの解説として、舟橋伸行「ハーグ国際私法会議第21会期の概要—扶養料の国際的回収に関する条約及び扶養義務の準拠法に関する議定書—」民事月報63巻7号(2008年)7頁以下参照。さらに、本条約については、法制審議会国際扶養条約部会において草案段階から審議され、審議結果報告が法務大臣に答申されている。議事録については、http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_huyou_index.html 参照。審議結果については、<http://www.moj.go.jp/content/000071253.pdf> 参照。
- (17) 2007年扶養回収条約の締約国・地域については、ハーグ国際私法会議のウェブサイトを(<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=131>)を参照。
- (18) 例えば、1956年ニューヨーク条約の下では、親子関係の確定、相手方の所在の発見、法律扶助、費用の支払い、公的機関や扶養義務者の地位等の問題をめぐって、加盟国の対応に相違があったとされる。Borrás and Degeling, Explanatory Report on the Convention of 23 November 2007 on the International Recovery of Child Support and Other Forms of Family Maintenance (<https://assets.hcch.net/upload/expl38.pdf>), para. 2. Marilyn Ray Smith, Child Support at Home and Abroad: Road to The Hague, *Family Law Quarterly*, Vol. 43, Number 1, (2009), 37, at 52-53.
- (19) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 4.
- (20) 舟橋「前掲論文」(注⑥)10頁。
- (21) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 5.
- (22) Estin, *supra* note 15, at 51.
- (23) 但し、2007年扶養回収条約の中にも、例えば、未払金について執行可能な期間の制限(32条5項)、扶養料が支払われるべき個人に代わって行為する又は扶養料に代えて提供された給付の償還を求める公的機関の権利(36条2項)といった問題等について、部分的に準拠法決定ルールが含まれている。William Duncan, The Hague Convention of 23 November 2007 on the International Recovery of Child Support and Other Forms of Family Maintenance Comments on its Objectives and Some of its Special Features, *Yearbook of private international law*, vol. 10, (2008), 313, at 327.
- (24) *Ibid.*
- (25) 特に、後述のように、2007年扶養回収条約には直接管轄についての規定が含まれないことになったため、法廷地漁りの防止のために準拠法決定ルールの重要性が増すと考えられていた。また、特にEU構成国にとっては、加盟国間で扶養に関する決定が承認・執行されるにあたって、準拠法決定ルールは決定の同質性を保証するものとして重視されていた。William Duncan, The New Hague Child Support Convention: Goals and Outcomes of the Negotiations, *Family Law Quarterly*, Vol. 43, Number 1, (2009), 1, at 16.

- ②6 2007年扶養準拠法議定書23条。
- ②7 2007年扶養回収条約第二章及び第三章参照。
- ②8 2007年扶養回収条約6条、並びに10条c号、d号、e号、及びf号。
- ②9 2007年扶養回収条約14条1項。
- ③0 本条約3条c号において、「法律扶助」とは、申立人が自己の権利を知り請求をなすことを可能とするために、及び申立てが受託国において十分かつ実効的に処理されることを確保するために必要な援助と定義され、そのような援助を提供する手段には、必要に応じて、法的助言、当局への申立ての援助、法律上の代理、及び手続費用の免除が含まれうると定義されている。
- ③1 2007年扶養回収条約15条。
- ③2 2007年扶養回収条約34条1項。本条約は、執行の方法については、強行的に定めるまでには至らず、効果的な執行の方法を例示するとどまったが(34条2項)、締約国に対する迅速な執行のための実効的措置の要求は、本条約の目的を達成するための本条約の主要な内容のうちの一つとして本条約1条d号で掲げられるなど、重要視されている。
- ③3 2007年扶養回収条約57条
- ③4 2007年扶養回収条約54条。
- ③5 但し、2007年扶養回収条約2条2項において、締約国には、本条約の適用を18歳未満の者に限定する権利を留保することが認められている。
- ③6 2007年扶養回収条約2条1項a号。なお、両親が婚姻しているか否かといった事情にかかわらず、本条約は適用される(2条4項)。
- ③7 Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 46.
- ③8 Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 47 and 48.
- ③9 2007年扶養回収条約2条1項b号。
- ④0 2007年扶養回収条約2条1項c号。
- ④1 Duncan, *supra* note 23, at 318-319. この他、交渉の最終段階で、要保護者(本条約3条f号で、「人的な能力の障害又は不足を理由として自活することができない者」と定義されている)に対する扶養義務を条約の適用範囲に含めることが主張されたが、各国の意見の一致には至らなかった。Duncan, *supra* note 25, at 9.
- ④2 2007年扶養回収条約2条3項。なお、親子関係、婚姻関係から生じる扶養義務について、2条1項で規定される以外に、本条約の全部又は一部の適用を拡張する旨を宣言することも可能である。
- ④3 Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 363.
- ④4 なお、本条に定める中央当局の任務は、必ずしも中央当局自体が実施する必要はなく、当該国法により認められる範囲で、公的機関、又は当該国の権限ある当局の監督下にあるその他の団体が代行することも可能である(6条3項)。
- ④5 2007年扶養回収条約5条。

- 46) 2007年扶養回収条約6条1項。
- 47) 2007年扶養回収条約6条2項a号。
- 48) 2007年扶養回収条約6条2項b号。
- 49) 2007年扶養回収条約6条2項c号。
- 50) 2007年扶養回収条約6条2項d号。
- 51) 2007年扶養回収条約6条2項e号。
- 52) 2007年扶養回収条約6条2項f号。
- 53) 2007年扶養回収条約6条2項g号。
- 54) 2007年扶養回収条約6条2項h号。
- 55) 2007年扶養回収条約6条2項i号。
- 56) 2007年扶養回収条約6条2項j号。
- 57) 2007年扶養回収条約8条2項。但し、7条に基づく特定の措置の要請から生じる例外的費用については申立人に負担させることが認められている(8条2項)。又、8条の規定にかかわらず、嘱託国の中央当局が申立書及び関連文書の翻訳費用を、その法律扶助制度によりそれらの費用が賄われる場合を除き、申立人に課すことは可能とされている(45条3項)。
- 58) 2007年扶養回収条約12条。
- 59) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 78 and 108. Duncan, *supra* note 25, at 10.
- 60) 2007年扶養回収条約57条1項b号。
- 61) 2007年扶養回収条約9条。本条において、居所は単なる所在では足りないとされるが、他方で、常居所を有することまでは要求されていない。Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 228.
- 62) 2007年扶養回収条約10条1項。
- 63) 2007年扶養回収条約10条2項。
- 64) 2007年扶養回収条約11条4項。
- 65) 2007年扶養回収条約7条1項。
- 66) Mária Kurucz, The 2007 Hague Maintenance Convention: response to practical demands, *International Family Law*, (2012), 103, at 104.
- 67) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 193.
- 68) 2007年扶養回収条約14条1項。
- 69) 2007年扶養回収条約15条1項。但し、10条1項a項及びb項による申立て並びに20条4項が適用される事案以外の申立てについては、内容に関して明らかに根拠がないとみられる場合には、受託国は無償の法律扶助を拒否することができる(15条2項)。
- 70) 2007年扶養回収条約17条a号。
- 71) 2007年扶養回収条約17条b号。
- 72) 本条約は、本条約が規律する事項について、締約国の国内法に従い当該国の

- 権限ある当局に直接の要請をなすことを排除しておらず（37条1項）、権限ある当局に直接行われる承認・執行を求める要請については、手続の実効的利用の確保に関して14条5項、17条b号が適用されるほか、さらに第五章から第七章、さらに一部の規定を除いた第八章の規定も適用される（37条2項）。
- 73) なお、第三章の下での子の養育費に関する申立てについて、特に扶養義務者に、扶養権利者と同様に無償の法律扶助を原則として提供すべきか否かについて条約作成過程で議論されたが、扶養義務者に無償の法律扶助を提供することにより扶養義務者により決定の変更が求められる事態が助長されることが危惧され、また、弱者の立場にある扶養権利者を優遇すべきとの見解が大勢を占めたことで、扶養義務者に無償の法律扶助を原則として提供することは否定された。従って、扶養義務者に対する無償の法律扶助は17条に従い提供される。Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 364 and 383.
- 74) Kurucz, *supra* note 66, at 104.
- 75) *Ibid.*
- 76) 法制審議会国際扶養条約部会・ヘーグ国際私法会議第21外交会期の報告書（<http://www.moj.go.jp/content/000012396.pdf>）13頁以下参照。なお、無償の法律扶助をめぐる各国の見解が対立した背景には、行政機関による無償又は低額の養育費取立制度を有している国と、無償の法律扶助制度を設けずに司法手続を通じて養育費を回収する国との間の、国家的利益に関わる緊張関係があったことが指摘されている。Jan-Marie Doogue, The drafting of the Hague Convention on the International Recovery of Child Support and Other Forms of Family Maintenance, *International Family Law*, (2012), 106, at 108.
- 77) 2007年扶養回収条約16条1項。
- 78) なお、審査の対象は子自身の資産であるため、実際には、ほとんどの場合で無償の法律扶助が認められるものと予想された。但し、資産審査がなされる余地を認めることで、審査のために申立人の負担が加重され、又、国ごとの平均的生活水準の違いで申立人が法律扶助を受けられずに手続の実効的利用が害されるおそれが残される結果となった。
- 79) Duncan, *supra* note 23, at 322.
- 80) Duncan, *supra* note 23, at 323.
- 81) 2008年EU扶養規則3条等の扶養関係事件についてのEUの管轄規則、及び扶養義務に関する米州モンテビデオ条約（1989年）8条では、扶養関係事件における扶養権利者の住所地・常居所地管轄が定められている。
- 82) *International Shoe Co. v. Washington*, 326 U.S. 310, 66 S.Ct. 154, 90 L.Ed. 95 (1945).
- 83) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 18.
- 84) Duncan, *supra* note 23, at 328.

- 85) 2007年扶養回収条約10条3項。
- 86) 但し、18条2項において、他の締約国の管轄について当事者間に書面による合意がある場合（子に対する扶養義務に関する紛争を除く。）（a号）、扶養権利者の応訴がある場合（b号）、元の決定を下した国の権限ある当局が扶養料の変更に関して管轄権を行使しない場合（c号）、決定の変更又は新たな決定のための手続が行われようとしている締約国において元の決定が承認・執行されない場合（d号）には、18条1項は適用されないと規定されている。
- 87) UIFSA202条、205条等を参照。
- 88) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 422.
- 89) 2007年扶養回収条約22条f号。
- 90) Duncan, *supra* note 25, at 15.
- 91) Duncan, *supra* note 23, at 328.
- 92) 2007年扶養回収条約19条5項。
- 93) 2007年扶養回収条約23条2項。
- 94) 2007年扶養回収条約23条4項。
- 95) 2007年扶養回収条約32条1項及び3項。
- 96) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18 para. 501.
- 97) 2007年扶養回収条約23条5項及び6項参照。
- 98) 2007年扶養回収条約23条7項a号参照。本条約22条においては、公序違反（a号）、手続事項に関する詐欺による決定の取得（b号）、国際的な手続競合の場合における承認・執行が求められた国での先の手続係属（c号）、決定の国際的抵触（d号）、決定国の手続におけるの相手方の防御権の侵害（e号）、及び本条約18条違反（f号）が承認・執行拒否事由として挙げられている。なお、承認・執行拒否事由に該当する場合であっても、承認・執行の拒否が義務的ではない点に留意すべきである。Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 477.
- 99) 2007年扶養回収条約23条7項b号参照。
- 100) 2007年扶養回収条約23条7項c号参照。
- 101) 2007年扶養回収条約23条8項参照。
- 102) 2007年扶養回収条約22条a号で規定される公序違反に関してのみ、職権による調査を経た上で、さらに、当事者も異議申立て又は上訴して公序違反につき争うことが可能とされている。
- 103) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 501.
- 104) 2007年扶養回収条約24条3項。なお、当事者双方の審尋を実施するにあたり、本条約第五章の手続において、子又は申立人が承認・執行が求められた国の手続に物理的に出頭することは要求されない（29条）ことに留意すべきである。
- 105) 2007年扶養回収条約24条4項前段。権限ある当局は、22条a号（公序違反）、c号（国際的な手続競合の場合における承認・執行が求められた国での先の手

- 続係属), d号(決定の国際的抵触)の承認・執行の拒否事由については職権で調査できる。
- (100) 2007年扶養回収条約24条4項後段。25条の規定に従って提出された文書の記載からそれらの事由に関する疑いが生じた場合に該当するには、文書の内容から調査されるべき事由が存在することが明白であることを要する。Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 522.
 - (101) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 523.
 - (102) わが国の民事訴訟法118条について、同条2号に関して見解は分かれるものの、同条2号以外の承認要件は職権調査事項と一般に解されている。兼子一他『条解民事訴訟法〔第2版〕』(2011年、弘文堂)623頁〔竹下守夫〕他参照。
 - (103) 2007年扶養回収条約23条10項及び24条6項。
 - (104) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 514.
 - (105) 2007年扶養回収条約19条1項。但し、ここでの行政当局の決定は、当該当局が設立された国の法律上、司法当局による審査又は司法当局に対する上訴の対象となり得るものでなくてはならず、同一の事項に関する司法当局の決定と同様の効力及び効果を有するものでなくてはならない(19条3項)。なお、明示的には規定されていないが、本条約の下で承認・執行される扶養に関する決定は、本条約の締約国においてなされた決定に限定されると解されている。Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 240 and 241.
 - (106) 2007年扶養回収条約19条1項。
 - (107) 2007年扶養回収条約3条e号。
 - (108) ここでの権限ある当局は、公証人など、司法当局又は行政当局以外であってもよいという点で、本条約19条1項において「決定」に含められている和解・合意の場合とは異なる。Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 74.
 - (109) 2007年扶養回収条約30条1項。なお、扶養の取決めの承認・執行の手續に関しては、本条約における決定の承認・執行の手續を基本的に踏襲しつつも、承認・執行の対象としての性質の相違により手續に改変が施されている(30条4項乃至6項)。
 - (110) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 566.
 - (111) 2007年扶養回収条約30条8項。
 - (112) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 428.
 - (113) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 432.
 - (114) 扶養をめぐる紛争を友好的に解決することで、扶養義務者による養育費の任意の支払いが促されることを意図している。Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 148.
 - (115) 2007年扶養回収条約6条2項d号。
 - (116) Duncan, *supra* note 23, at 325.
 - (117) 英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどが挙げられる。

- (24) すなわち、扶養についての合意が「決定」としてではなく、「契約」として執行される場合には、当該合意は本条約の適用範囲には入らないこととなる。
Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 554.
- (25) 2007年扶養回収条約20条2項。
- (26) 2007年扶養回収条約20条3項。
- (27) 2007年扶養回収条約20条4項前段。但し、この規定は、19条5項に基づく権限ある当局に直接行われる承認・執行を求める要請、及び2条1項b号に定める扶養の請求には適用されない(20条4項後段)。
- (28) Borrás-Degeling Report, *supra* note 18, para. 469.
- (29) なお、条約の実施状況を定期的に点検する機関としては、国連よりもハーグ国際私法会議の方が適任であることを指摘する文献として、Kurucz, *supra* note 66, at 103.
- (30) Duncan, *supra* note 23, at 329-330. Mary Helen Carlson, United States Perspective on the New Hague Convention on the International Recovery of Child Support and Other Forms of Family Maintenance, *Family Law Quarterly*, Vol. 43, Number 1, 21, at 33.
- (31) Kurucz, *supra* note 66, at 104.
- (32) 2007年扶養回収条約57条1項。
- (33) 2007年扶養回収条約57条2項。
- (34) http://hcch.cloudapp.net/smartlets/sfjsp?interviewID=hcchcp2012&t_lang=en
- (35) 2007年扶養回収条約57条3項。
- (36) Duncan, *supra* note 23, at 329.
- (37) *Ibid.*
- (38) 2007年扶養回収条約54条1項。
- (39) 2007年扶養回収条約54条2項。
- (40) Estin, *supra* note 15, at 65.
- (41) <https://assets.hcch.net/docs/231f2415-e12b-4bd6-8f85-9f1fc25d2658.pdf>
- (42) <https://assets.hcch.net/docs/5f160c92-b560-4b7f-b64c-8423f56c6292.pdf>
- (43) <https://assets.hcch.net/docs/27a09699-3030-48ef-81be-fccaca9ea4a9.pdf>
- (44) わが国では、従来、民事裁判等手続一般については、法律扶助の対象者をわが国の国民又はわが国に住所を有し適法に在留する者に限定している(総合法律支援法30条1項2号)。1980年子の奪取条約における法律扶助に関しては、大谷美紀子「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)の実施に向けて—法律支援・司法アクセスの観点から—総合法律支援論叢4号(2014年)64頁を参照。
- (45) なお、わが国において、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度において認められている養育費確保のための裁判費用の扶助も貸付であって、給付ではない。母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については、(注(7))参照。

- (140) Duncan, *supra* note 23, at 322.
- (141) 民事執行法22条1号, 5号, 及び7号参照。
- (142) 法制審議会国際扶養条約部会第11回会議議事録15頁以下参照。
- (143) 民事訴訟法118条及び民事執行法24条3項参照。
- (144) 民事執行法22条6号参照。
- (145) 米国では, 子の養育費の問題は基本的に州の管轄事項であり, 養育費確保制度は各州によって運営されている。但し, 連邦法により統一化が図られており, 州ごとに細かな相違はあるものの, 制度としての基本的内容は全州で共通化されている。米国の子の養育費確保制度の概要については, 連邦の保健福祉省 (Department of Health & Human Services (HHS)) 内に設置された養育費確保のための専門部局 (Office of Child Support Enforcement (OCSE)) のウェブサイト (<https://www.acf.hhs.gov/css>) を参照。米国での養育費の徴収には養育費命令が必要とされており, 基本的には司法手続により養育費支払命令を取得するが, 州によっては, 行政機関でも養育費支払命令を出すことが可能である。養育費支払命令を登録することで, それぞれの州の行政機関を通じて養育費が確保される。なお, 1984年の連邦社会保障法の改正により, 全州においてそれぞれの州法上算定方式が定められ, さらに1988年の連邦社会保障法の改正により, すべての養育費の決定・命令に算定方式の利用が原則として義務付けられている。下夷美幸『養育費政策にみる国家と家族—母子世帯の社会学』(2008年, 勁草書房) 157頁参照。

英国では, 子の養育費についての当事者の合意は, 裁判所により合意命令 (consent order) として認めてもらい, 執行力を得ることできる。又, 当事者で合意に至らない, あるいは当事者の合意通りに養育費が支払われない等の場合には, 当事者の申請により養育費確保のための行政機関が関与し, 一定の算定方式を用いて養育費を査定・回収することも可能である。英国の養育費確保制度の概要については, 英国政府のウェブサイト (<https://www.gov.uk/arranging-child-maintenance-yourself>), 及び英国政府による養育費確保に関する情報提供などの支援サービス (Child Maintenance Options) のウェブサイト (<https://www.cmoptions.org/index.asp>) を参照。さらに, 下夷美幸「養育費確保のための取り組み: 日本と諸外国」養育費相談支援センター編『子どもたちの未来を育てよう—面会交流と養育費を考える (シンポジウム報告書)』(2014) 71頁, 棚村『前掲書』(注(1)) 289頁 [下夷美幸] を参照。

オーストラリアでは, 行政機関が法定の算定法式に基づき養育費を査定し, 養育費を取り立てることが可能であり, さらに, 当事者の合意, 子の養育費に関する裁判所の命令等も登録することで, 行政機関を通じて養育費を回収することができる。オーストラリアの養育費確保制度の概要については, オーストラリアの福祉省 (Department of Human Services) のウェブサイト (<https://www.humanservices.gov.au/individuals/subjects/your-child-support-options>)

参照。さらに、下掲「前掲論文」(注⑫)42頁以下、渡辺=江頭=岩村=大村『前掲書』(注⑮)172頁以下〔碓井光明〕。

ニュージーランドでは、オーストラリアと同様に、裁判所の養育費命令、当事者の合意を登録すると、行政機関により養育費が確保される。また、行政機関に法定の算定方式による養育費の査定・取立を申請することも可能である。ニュージーランドの養育費確保制度の概要については、ニュージーランドの内国歳入庁(Inland Revenue)のウェブサイト(<http://www.ird.govt.nz/childsupport/>)参照。さらに、梅澤彩「ニュージーランドにおける養育費制度」熊本ロージャーナル8号(2013年)71頁、同「ニュージーランドにおける子の扶養—養育費制度の展開—」熊本ロー・ジャーナル13号(2017年)1頁参照。

カナダでは、養育費の取立には、当事者の署名のある書面による合意、又は法定された算定方式に基づく裁判所による養育費命令のいずれかが必要であり、それらを各州の養育費取立制度において登録することで、各州の行政組織を通じて養育費の取立が行われる。カナダの養育費確保制度の概要については、カナダの司法省(Department of Justice)のウェブサイト(<http://www.justice.gc.ca/eng/fl-df/child-enfant/index.html> 及び <http://www.justice.gc.ca/eng/fl-df/enforce-execution/index.html>)参照。さらに、渡辺=江頭=岩村=大村編『前掲書』(注⑮)190頁以下〔碓井光明〕参照。

韓国では、養育費を確保するために各種の司法手続の強化がなされた後、2015年に養育費の確保を行う履行管理院が創設され、履行管理院により、当事者の合意又は裁判所の判決により確定した養育費債権の取立支援、一時的な養育費緊急支援(立替払い)等が実施されている。又、ソウル家庭法院によって、養育費算定表が制定・公表されている。宋賢鍾=犬伏由子=田中佑季「韓国法における養育費の確保・面会交流センターの実務について」法学研究88巻9号(2015年)122頁以下参照。

スウェーデンでは、養育費につき当事者の合意が得られない場合には裁判所が養育費について決定することができ、合意した養育費が支払われない等の場合には、社会保険庁(Försäkringskassan)に養育費補助(underhållsstöd)の受給を申請することができる。養育費補助は養育費の立替払いに相当し、扶養権利者に養育費補助が給付された後、社会保険庁が一定の算定方式に従い給付の償還を扶養義務者に対して求める仕組みとなっている。スウェーデンの養育費確保制度の概要については、スウェーデンの社会保険庁のウェブサイト(<https://www.forsakringskassan.se/>)、及び棚村『前掲書』(注⑴)296頁以下〔下夷美幸〕参照。

ドイツでは、片親と同居する子が非同居親から養育費の支払いを全く受けていない又は定期的に受けていない等、養育費立替法(以下、UhVorschG)が定める要件を満たしている場合には養育費の立替払いを申請することができ、

子が養育費の立替払いを受けた場合には州 (Land) により非同居親に対し償還請求がなされる。UhVorschG による養育費の立替金の額は、民法 (以下、BGB) 1612 a 条において子の年齢に応じて法定されている最低扶養料の額から、第一子に支払われる児童手当 (Kindergeld) の支給額を控除して算出される。なお、2017年に、同法の対象となる子の年齢の上限が「満18才に達するまで」に引き上げられる等の UhVorschG の改正がなされている。UhVorschG の概要については、ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省 (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend) のウェブサイト (<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/unterhaltsvorschuss/73558>) を参照。この他、非同居親の養育費の算定に関しては、裁判所において実務上の指針として作成されたいわゆるデュッセルドルフ表 (Düsseldorfer Tabelle) などの算定表が利用されており、又、非同居親に対する子の扶養請求については、児童手当等を充当する前の扶養料が BGB1612 a 条における最低扶養料の1.2倍を超えない限り、簡易手続によることのできる (家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律 (FamFG) 249条1項) 等、司法手続の迅速化・簡素化が図られている。これらの点については、野沢紀雅「ドイツ民法における未成年子の「最低扶養料 (Mindestunterhalt)」について—扶養法と租税法及び社会法の調和の試み—」中央ロー・ジャーナル7巻4号 (2011年) 89頁参照。

フランスでは、養育費について、裁判官による認可を得て当事者の合意により定めることが可能であり、合意がない場合には裁判官が定める。養育費の算定には、司法省 (Ministère de la Justice) により近年公表された算定表が実務において定着しつつある。養育費が支払われない等の場合には、まず、扶養権利者が第三債務者 (扶養義務者の勤務先等) に対して養育費の直接支払いを請求することが可能であり、これにより養育費が確保できない場合には、国庫の直接税徴収官による養育費の徴収、あるいは養育費の立替金として家族手当金庫 (caisses d'allocations familiales) から家族支援手当 (allocation de soutien familial) の受給が可能である。家族支援手当が支給された場合には、家族手当金庫からの委任により、直接税徴収官により扶養義務者に対し養育費の取立がなされる。栗林佳代「フランスの親権法 (シンポジウム 親権をめぐる比較法的課題—日本の課題と各国の対応—)」比較法研究75号 (2013年) 67頁以下、クローディーヌ・ラリュエ (長田真里訳) 「フランスにおける家事事件メディエーション—カップルと親子関係紛争」立命館347号 (2013年) 473頁、渡辺=江頭=岩村=大村『前掲書』(注05) 195頁 [確井光明]。

なお、わが国では、法定の養育費の算定方式は存在せず、家庭裁判所で養育費を算定するにあたり、2003年に発表された東京・大阪養育費等研究会による算定方式・算定表が参考にされている。二宮周平「家族法入門9 離婚の効果 (3) —子どもへの配慮」戸籍時報668号 (2011年) 62頁、棚村『前掲書』(注1) 111頁以下 [榎原富士子]。さらに、2016年には、日本弁護士連合会が新たな養

育費の算定表を公表している。

- (152) 外国判決の相互承認を目的とする近時の条約においては判決の確定を厳格に要求しないものが少なくないとして、仮執行宣言付きの未確定裁判であっても、類型によっては国際的に迅速に執行すべき強度の必要性が認められ、例外的処理の余地がありうることを指摘する文献として、高桑昭＝道垣内正人『新・裁判実務体系 3 国際民事訴訟法（財産法関係）』（2002年，青林書院）316頁以下〔中野俊一郎〕参照。
- (153) 外国でなされた未確定の扶養に関する決定の承認・執行に関し参考となる例として、例えば、ドイツの外国扶養請求権法（以下，AUG）旧10条1項が挙げられる。ドイツは，2007年扶養回収条約への加盟以前から米国等との間で扶養料の取立の協力体制を構築しており，1986年に制定された AUG では，一方の当事者がドイツに常居所を有し，他方の当事者が相互保証宣言がなされた国に常居所を有する場合には，AUG に規定された手続により，法律によって生じた扶養請求権を取り立てることができる。通常，外国裁判の執行にあたっては外国裁判の確定が要求されるが（家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律（FamFG）110条3項参照。），AUG 旧10条1項では，相互保証宣言がなされた外国の扶養に関する決定について執行判決が下されるにあたって決定の確定が要求されておらず，米国の仮執行宣言付きの扶養命令なども以前から執行の対象として認められていた。この点については，奥田「前掲論文」（注(3)）1572頁参照。現行の AUG でも，相互保証宣言がなされた外国の扶養に関する決定について執行宣言をなすにあたり決定の確定は不要であるとする同趣旨の規定（64条1項）が置かれている。
- (154) 人事訴訟事件等についての国際裁判管轄に関する外国法制等の調査研究報告書（<http://www.moj.go.jp/content/000103358.pdf>）426頁以下〔西谷祐子〕参照。
- (155) 棚村『前掲書』（注(1)）5頁〔棚村政行〕。
- (156) 面会交流と養育費の支払いは同時履行の関係にはなく別個の問題であるが，面会交流と養育費の支払いには事実上相関性があることが指摘されている。親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書（<http://www.moj.go.jp/content/000076561.pdf>）70頁〔棚村政行〕参照。
- (157) 下夷「前掲論文」（注(8)）79頁。
- (158) 能見善久「子の扶養とその履行確保」ケース研究229号（1991年）11頁。
- (159) Carlson, *supra* note 130, at 23.